

企業版ふるさと納税 活用セミナー

参加無料



“創業の地がある”
“拠点施設がある”
“営業エリアがある”
市町村等への寄附事例が増えています！

CSR向上、企業PR
等につながります！

8月29日
(木)

14:00～15:30 (13:50受付開始)

【オンライン開催】

申込〆切 8月27日(火) 17:00

定員 100名

対象 本制度に関心のある企業の皆さま

◆プログラム・講師

第1部:企業版ふるさと納税制度の概要

内閣府 地方創生推進事務局 葛城 優美 氏

第2部:寄附企業による事例紹介

株式会社ジェイコム埼玉・東日本
株式会社愛鶏園

第3部:自治体の地方創生に向けた寄附事業について

入間市 企画部 企画課
加須市 総合政策部 政策調整課
川越市 総合政策部 政策企画課
深谷市 企画財政部 企画課

本セミナーでは、企業版ふるさと納税制度の活用を通じた

★社会貢献に取り組む企業としてのPR効果

★自治体と企業における新たなパートナーシップ構築

★地域資源などを生かした新たな事業展開

などについて、地方創生やESG・SDGsの観点にも着目して解説します

次回予告

11月26日
(火)

マッチング交流会【ハイブリッド開催】

市町村担当者と対面形式で個別にご相談が可能です

時間:14時～17時(予定)

場所:サンシャインシティ会議室 特別ホール

第一部 セミナー (オンライン配信も行います)

第二部 市町村マッチング交流会(会場参加の方のみ)

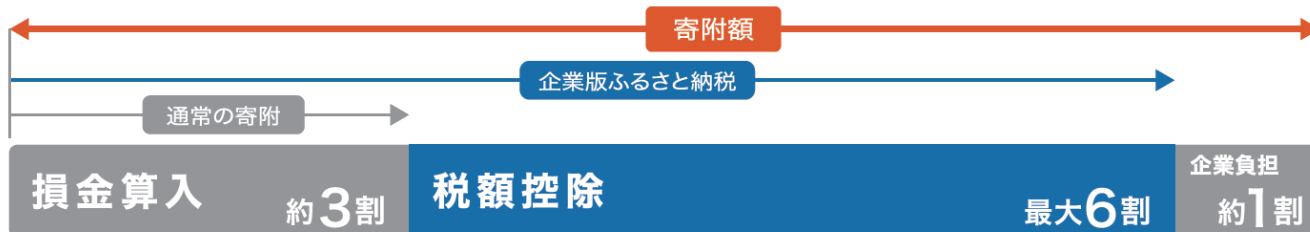


【企業版ふるさと納税とは？】

企業版ふるさと納税とは、2016年度より内閣府によって創設された企業が自治体に寄附をすると税負担が軽減される制度です。

寄附の対象は、自治体が作成した地方創生に係る事業が対象になります。

2020年度より制度が改正され、企業が自治体へ寄附した際に控除される割合が最大9割に引き上げられたことや、制度を通じて企業と自治体の共創につながる取組みとしても注目されています。



例 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減

- ① **法人住民税** 寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)
 - ② **法人税** 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
 - ③ **法人事業税** 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)
- ※税額控除の手続(申告)や算出に関しては税理士や所管する税務署へご相談ください。

【制度活用のメリット・留意点】

【メリット】

- 税額控除効果
- 社会貢献 (PR効果、SDGs等への寄与)
- 自治体との新たなパートナーシップ
- 地域資源を活かした新規事業展開

【留意点】

- 10万円以上の寄附が対象
- 経済的な見返りの受領NG
- 「本社」が所在する自治体は、対象外
- 普通交付税の不交付団体は対象外※

※本セミナーにより各講師は税務や法律などの助言を行うものではありません。法令や税制等にもとづき一般的な情報の提供を目的として制度のご案内をするものです。個別の申告等のお手続きにあたっては必要に応じて、税理士・公認会計士・弁護士などの専門家にご相談ください。



お申込方法

- ◆ 下記URLまたは二次元コードよりお申込み下さい。
<https://www2.resona-gr.co.jp/seminar/labtama/teq240002/>
- ◆ QRコードが読み取れない場合は、
otoiawase.labtama@labtama.saitamaresona.co.jp へ
【氏名・会社名・電話番号・メールアドレス】を送付ください。
後日、ご登録のアドレスに視聴用URLをお送りいたします。

- ※本セミナーはウェブセミナーのため以下の点にご注意ください
- インターネットの繋がる環境でご参加ください(Wi-Fi環境をおすすめします)
 - 通信環境により、音声・映像が途切れる可能性があります
 - Wi-Fi接続以外のモバイル通信の場合、データ通信量が消費されます



お問合せ

○運営事務局 株式会社地域デザインラボさいたま 担当:前田・矢澤
TEL :048-633-4301
Email:yuki.maeda@labtama.saitamaresona.co.jp
chiaki.yazawa@labtama.saitamaresona.co.jp

